

東京地方裁判所 平成 30 年（フ）第 6361 号
破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外

破産法 157 条報告書

(第 12 回債権者集会)

令和 8 年 2 月 25 日

東京地方裁判所 民事第 20 部合議係 御中

破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外
破産管財人 弁護士 内田 実

第 1 前回集会後の主な管財業務の状況

以下では、第 11 回債権者集会（令和 7 年 7 月 16 日）以降の主な管財業務の状況を報告する。

各破産者の破産手続の進行状況及び進行予定は別紙 1「破産者の概要」の「手続の進行状況・進行予定」欄記載のとおりである。

破産者 31 者のうち、第 11 回債権者集会までに破産手続が終結した破産者は 28 者であり、本日現在破産手続が係属している破産者は 3 者となっている。当該 3 者に関する財産目録、収支計算書、破産貸借対照表は、別紙 2 のとおりである。

1 中間配当の実施状況

(1) ケフィア事業振興会

第 6 回集会報告のとおり、令和 3 年 5 月 27 日に、破産裁判所の許可を得て、配当率を 1%とする中間配当を実施した。

令和 8 年 1 月末日時点において、配当金の送金を実施できた債権者は 27,476 名であり、金額合計 1,016,938,206 円の配当を完了している。このうち、第 11 回

集会の報告以後、書類等が整って配当ができた債権者は 11 名、配当金額は合計 54,841 円である。

(2) ケベッククラブ・九州クラブ

第 5 回集会報告のとおり、既に中間配当は完了している。

2 処分取消しを求める訴訟

(1) 処分取消訴訟の経過

これまでに報告しているとおおり、当職は、神田税務署に対し、**ケフィア事業振興会**が過去に納めた消費税などの還付を求める更生の請求をしたところ、これを認めないとの通知処分がなされた。そこで、令和 3 年 4 月 14 日、東京地方裁判所に対し、平成 26 年 7 月期ないし平成 30 年 7 月期の各通知処分の取消を求める訴訟を提起した（事件番号令和 3 年（行ウ）第 156 号・以下「取消訴訟」という）。

東京地方裁判所においては、全 10 回の期日が開かれ、令和 5 年 2 月 21 日、通知処分の取り消しを求めた当職の請求を全部棄却する判決（以下「原判決」という）がなされた。当職は、原判決を不服として、破産裁判所の許可を得て、令和 5 年 3 月 6 日に東京高等裁判所に控訴を提起した。

控訴審では全 17 回の期日が開かれ、前回集会の直後である令和 7 年 8 月 19 日の第 17 回期日において審理が終結し、判決期日は同年 10 月 30 日午後 3 時に指定された。

(2) 東京高等裁判所による判決

ア 高裁判決の概要

令和 7 年 10 月 30 日、東京高等裁判所は、当職による控訴を棄却する判決（以下「高裁判決」という。）を下した。

高裁判決は、**ケフィア事業振興会**の行っていたオーナー制度 **A** コースにかかる取引（以下「本件取引」あるいは「**A** コース取引」という）を非課税取引である金銭消費貸借契約と認定する原判決の判断を維持したものの、原判決と同様に、更正の請求の対象となる本件取引を特定して立証したうえで、「課税標準等又は税額等の誤り及び更生すべき金額」を算出する必要があるが、この立証ができていないとして、更正すべき金額が不明であると判断した。

もともと、高裁判決では、控訴審における主張立証をふまえて、原判決よりも詳細にその理由を示している。高裁判決が控訴を認めなかった主たる理由は次のイ及びウのとおりである。

イ 差額立証方式について

当職は、控訴審において、当初の確定申告のオーナー制度取引全体の売上か

ら、オーナー制度 B コースにかかる取引（以下「B コース取引」という。）の売上を控除する方法で、還付を求める A コース取引（本件取引）の額を立証することを試みた（いわゆる差額立証方式）。しかしながら、かかる立証について、高裁判決は、①ケフィア事業振興会の行っていた会計処理によれば、平成 27 年 7 月期以降は A コース取引と B コース取引を区別していないため、仮に正しい A コース取引の売上及び仕入れが裁判で立証できても、当初の確定申告における A コース取引の売上及び仕入れとの差額が不明であること、②両者を区別していた平成 26 年 6 月期についても、やよい会計システムに基づく会計処理とケフィア事業振興会のデータベース（以下「本件 DB」という）とで B コース取引の売上に差額が生じており、その原因が不明であること、③会計処理上の売上と仕入れの金額についてもその信用性の立証がないことから、課税標準等又は税額等の誤り及び更生すべき金額を立証できていない、と判断した。

ウ 積み上げ方式による立証について

当職は、控訴審において差額立証方式による主張が認められない場合を想定し、個々の A コース取引（本件取引）を積み上げて更正の請求の対象となる取引の立証を試みた。もっとも、本件取引当時の関係者は全員退職しており、管理下にある資料やデータから弥生会計と本件 DB が一致しない原因の解明は難しく、また、確定申告の基礎となった弥生会計には取引額がまとめて計上されており、その個々の取引の時期、金額、対象商品等の全てを特定することはできない状況にあった。そこで、積み上げ方式の対象となる A コース取引を、①平成 28 年 7 月期における、②A コース取引しか存在しない（すなわち、売上の性質を有する B コース取引が存在しない）商品の取引であって、③平成 29 年 7 月期以降に満期を迎えて仕入れ計上した、④弥生会計と本件 DB の記録が一致する取引（13 商品に関する約 6670 件の取引）に限定することとした。

しかしながら、高裁判決は、このような立証方式についても、次の理由から、「課税標準等又は税額等の誤り及び更生すべき金額」の立証が不十分であると判断した。

まず消費税につき、高裁判決は、立証の対象は当該課税期間における本件取引の全体であり、これには仕入額の立証も含むとしたうえで、①当職の上記主張は、更正の請求にかかる税額と異なる金額を主張することになり、かつ、あるべき税額がいくらかの主張を欠くこと、②一部の商品のみを抽出してある年度の消費税額を算出できるかは疑義があること、③特定の商品の取引を売上から除外するのであれば当該商品にかかる仕入も除外しなければならないはずであるが、このような算定がなされていないこと等から、更正の対象となるべ

き本件取引の当該課税年度の売上及び仕入れを立証することはできないと判示した。次に、法人税については、当該課税年度の収益の額から損金を控除し所得を算出したうえで税額を算出するものであるから、特定の名称の商品についてのみの検討で足りるとは考え難い上に、消費税と同様の問題もあり、積み上げ方式による立証では立証が不十分である、と判示した。

(3) 高裁判決への対応

当職は、上記の結論には不服があるものの、これまで報告してきたとおり請求が認容されるよう考え得る限りの訴訟活動に努めてきたうえでの判断であり、最高裁において結論を覆すことができる可能性は低いと見込まざるを得ないこと、上告及び上告受理申立てにかかる費用及び期間、すでに破産手続開始から7年もの期間が経過していることなどを総合的に勘案し、破産裁判所とも協議のうえ、上告及び上告受理申立てをしないこととした。これにより、当職の通知処分取消しを求める請求が認められないことが確定し、訴訟は終結した。

3 最後配当の実施

(1) 最後配当の方針・想定される配当率

残された管財業務であった取消訴訟が終結し、他に財団の増殖に繋がる資産等もないことから、今後は破産裁判所の許可を得た上で最後配当を実施することとする。

令和8年1月末時点の財団額は246,176,568円であるが、配当原資は、現状の財団額から、最後配当通知の印刷発送、振込送金データ処理、振込送金手数料、供託実施費用及びコールセンターの運営業務等の最後配当を実施するにあたって必要となる費用の他、最後配当実施後に行う管財人室の明渡費用等の諸経費を控除する必要があるため、想定される配当率は約0.13%となる見込みである。

(2) 最後配当実施スケジュール

本集会の翌日である令和8年2月26日に、最後配当の許可申請を行い、破産裁判所の許可を取得後、最後配当の実施につき官報公告を行うことになる。その後、債権者が配当手続に参加するための要件を具備しなければならない法定の期間（除斥期間）及び債権者が配当表に対する異議を述べることができる期間（異議期間）の満了を経て、順次債権者に配当通知を発送する予定である。そして、5月下旬以降7月初旬頃までの間に、振込先口座が確定した債権者から順次配当金の送金を実施し、その頃までに振込先口座の指定が適式になされず、配当を実施することができない債権者については、法務局に供託する予定である。

(3) ケベッククラブ・九州クラブの最後配当

ケベッククラブ、九州クラブについては、ケフィア事業振興会からの配当が最後配当の配当原資の一部となるため、本来であれば、ケフィア事業振興会からの配当金を受領した後にそれぞれの最後配当の手続を実施することになる。

もつとも、早期に最後配当を実施し本破産手続を終結させるため、ケフィア事業振興会の最後配当の配当率から想定される配当額を、破産裁判所の許可を得た上でそれぞれの破産財団に支払い、ケフィア事業振興会の最後配当手続と同時並行で、ケベッククラブ、九州クラブの最後配当手続を実施する予定である。

(4) 債権者側で必要となる手続

中間配当実施時に振込先口座を指定し、中間配当を既に受領した債権者については、中間配當時に最後配当も同じ振込先口座にて配当を受領することを指定されている。したがって、最後配当を受けるために今回新たに債権者側で必要となる手続きはない。

他方、振込先口座を指定していない債権者や（指定した振込先口座が閉鎖されたなどの理由で）口座の変更を希望する債権者等については、新たに振込先口座の指定が必要となる。その場合の口座変更手続の詳細については配当通知にて案内する予定である。

4 破産管財人室の設置状況

本件破産事件では、3万人を超える債権者からの問い合わせ等に対応するために、破産管財人室においてコールセンターを設置している。

受電件数等の減少に伴い電話受付時間を限定するなどして対応していたが、最後配当の実施にあたり電話受付の体制を短期間拡充したうえで、最後配当が完了した後に破産管財人室を閉鎖する予定である。

5 役員の財産に対する保全処分又は役員の責任に基づく損害賠償債権の査定の裁判を必要とする事情の有無

代表取締役であった鏑木秀彌及び監査役であった辻秀子は既に破産しており、その他に破産法第177条第1項の規定による保全処分又は第178条第1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情は認められないと思料する。

第2 今後の主な管財業務

前記第1の3のとおり、今後、破産裁判所許可を得て、現在の破産財団をもとに最後配当を速やかに実施したうえで、本破産手続を終結することとしたい。

以上

(別紙1) 破産者の概要

NO.	事件番号	破産者	手続の進行状況・進行予定
1	平成30(7) 6361	株式会社ケフィア事業振興会	続行
2	平成30(7) 6362	株式会社飯田水晶山温泉ランド	R4. 1. 25破産手続終結 (異時廃止)
3	平成30(7) 6363	かぶちゃん九州株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
4	平成30(7) 6364	かぶちゃんメガソーラー株式会社	R3. 7. 21破産手続終結 (最後配当)
5	平成30(7) 6711	ケフィアインターナショナル株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
6	平成30(7) 6712	株式会社ケーアイ・アド	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
7	平成30(7) 6713	株式会社ケフィア・カルチャーカード	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
8	平成30(7) 6714	株式会社ケフィア・クリエイティブ	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
9	平成30(7) 6715	株式会社メープルライフ	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
10	平成30(7) 6716	株式会社ケーツースステム	R7. 1. 29破産手続終結 (異時廃止)
11	平成30(7) 6717	一般社団法人柿国際文化協会	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
12	平成30(7) 6718	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	R6. 1. 31破産手続終結 (異時廃止)
13	平成30(7) 6719	ケベッククラブ合同会社	続行
14	平成30(7) 6720	九州クラブ合同会社	続行
15	平成30(7) 6721	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
16	平成30(7) 6722	かぶちゃん電力株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
17	平成30(7) 6861	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
18	平成30(7) 7144	かぶちゃん農園株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
19	平成30(7) 7241	ケフィアグループC&L株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
20	平成30(7) 7242	合同会社かきの森	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
21	平成30(7) 7243	株式会社コラボ南信州	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
22	平成30(7) 7421	かぶちゃん信州乳業株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
23	平成30(7) 7422	かぶちゃんファーム株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)
24	平成30(7) 7501	かぶちゃんインターナショナル株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
25	平成30(7) 8117	株式会社かぶちゃん農園食堂	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
26	平成30(7) 8118	かぶちゃん製菓株式会社	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
27	平成30(7) 8151	株式会社ケフィア・サプリメント	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
28	平成30(7) 9344	鎬木武弥	R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止)
29	平成30(7) 9372	カブラキホールディングス株式会社	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
30	平成30(7) 9373	鎬木秀彌	R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当)
31	平成31(7) 706	辻秀子	R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当)

(別紙2) 財産目録・収支計算書・破産貸借対照表

目次

No.	破産者名	No.	破産者名
①	株式会社ケフィア事業振興会	⑰	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス
②	株式会社飯田水晶山温泉ランド	⑱	かぶちゃん農園株式会社
③	かぶちゃん九州株式会社	⑲	ケフィアグループC&L株式会社
④	かぶちゃんメガソーラー株式会社	⑳	合同会社かきの森
⑤	ケフィアインターナショナル株式会社	㉑	株式会社コラボ南信州
⑥	株式会社ケーアイ・アド	㉒	かぶちゃん信州乳業株式会社
⑦	株式会社ケフィア・カルチャーカード	㉓	かぶちゃんファーム株式会社
⑧	株式会社ケフィア・クリエイティブ	㉔	かぶちゃんインターナショナル株式会社
⑨	株式会社メープルライフ	㉕	株式会社かぶちゃん農園食堂
⑩	株式会社ケーツースステム	㉖	かぶちゃん製菓株式会社
⑪	一般社団法人柿国際文化協会	㉗	株式会社ケフィア・サプリメント
⑫	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	㉘	亡鎬木武弥相続財産
⑬	ケベッククラブ合同会社	㉙	カブラキホールディングス株式会社
⑭	九州クラブ合同会社	⑳	鎬木秀彌
⑮	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	㉑	辻秀子
⑯	かぶちゃん電力株式会社		

※グレーでハイライトした破産者は前回集会までに破産手続が終結したため
本報告書には財産目録等を添付しない。

開始決定日＝平成30年9月3日現在
(単位：円)

財産目録
(第12回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	簿価 (H30.7.31)	換価金額	備 考
1	現金	4,956,122	15,525,310	破産管財人への引継現金
2	預金	124,558,747	6,369,398	全て解約済み
3	売掛金	2,626,353,730	9,263,117	残余はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
4	棚卸資産	33,212,001	4,758,873	食品、PCディスプレイ等の売却代金
5	前払費用	778,876,764	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
6	短期貸付金	5,734,750,668	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
7	未収入金	5,590,600,716	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
8	立替金	804,279,660	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
9	仮払金	3,207,720,756	169,957,952	ゆうちょ銀行及び興産信金等の仮差押分を回収済み、その他はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
10	預け金	31,000,000	5,360,046	派遣会社から回収済み
11	未収消費税等	236,680,210	337,129,358	消費税等還付金を回収済み
12	繰越消費税	25,862,190	0	換価価値無し
13	建物	508,839,131	723,148,149	ケフィアビルにかかる附属設備、構築物を含む。換価完了
14	附属設備	181,400,729	0	ケフィアビルと一体で換価
15	構築物	5,256,401	0	ケフィアビルと一体で換価
16	機械装置	7,419,000	50,000	封入印刷機を換価済み
17	車両運搬具	19,042,275	2,600,700	車両4台を換価済み
18	工具器具備品	52,369,084	0	換価価値無し
19	一括償却資産	1,836,051	595,500	パソコンを換価済み
20	土地	583,340,940	819,000,000	ケフィアビルと一体で換価
21	果樹	6,919,522	0	換価価値無し
22	ソフトウェア	34,874,001	0	換価価値無し
23	商標権	1,522,515,824	0	換価価値無し
24	投資有価証券	55,046,144	13,811,577	らくトクポイントの預託国債にかかる預託保証金を回収済み
25	出資金	414,890,254	47,124,352	カナダ法人株式売却代金及び興産信金の出資金
26	敷金	1,818,500	1,154,300	神田須田町の賃借物件及び龍江発電所の敷金を回収済み
27	保証金	66,089,800	84,240,554	日本旅行業協会及び運送会社から回収済み
28	長期貸付金	19,264,504,301	0	ケフィアグループ等に対するものであり回収困難
29	保険積立金	825,157,258	10,252,933	保険解約返戻金を回収済み
30	投資預け金	370,000,000	0	換価価値無し
31	長期前払費用	191,811,937	0	換価価値無し
32	会員創造費	4,722,199,827	0	換価価値無し
33	繰延資産	871,837	0	換価価値無し
	合計	48,035,054,380	2,250,342,119	

※上記備考欄において「ケフィアグループ等に対するものであり換価困難」と記載したものの内、他の破産者に対する債権については、一部を配当金等として回収しているが、財産目録の換価金額には含めていない。

開始決定日＝平成30年9月3日現在
(単位：円)

財産目録
(第12回債権者集会)

負債の部

No.	科 目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(公租公課)	44	194,081,860		
2	財団債権(労働債権)	22	12,750,345		
3	財団債権(その他)	0	0		
4	優先的破産債権(公租公課)	0	0		
5	優先的破産債権(労働債権)	0	0		
6	普通破産債権	29,409	116,832,201,143	103,362,833,614	13,469,367,529
	合計	29,475	117,039,033,348	103,362,833,614	13,469,367,529

* 負債の部 財団債権(公租公課)の件数及び金額には破産手続開始後に生じたものを含む。

平成30年9月3日～令和8年2月25日
(単位:円)

収支計算書
(第12回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	引継現金	1,125,310
2	預金	6,369,398
3	引継予納金	14,400,000
4	売掛金	9,263,117
5	動産売却代金	4,758,873
6	不動産売却代金	1,542,148,149
7	敷金	1,154,300
8	保険解約返戻金	10,252,933
9	株式譲渡代金	46,125,216
10	預金利息	420,720
11	地代家賃戻し	1,489,600
12	保証金	84,240,554
13	預け金	5,360,046
14	出資金	999,136
15	車両売却代金	2,600,700
16	還付金	337,129,358
17	精算金	16,886,641
18	仮払金	169,957,952
19	預り消費税	60,220,640
20	固定資産税等精算金	233,112
21	預託保証金返還	13,811,577
22	借地権譲渡代金	28,732,166
23	立替費用精算金	12,041,628
24	共益費用精算金	84,700,939
25	否認権行使	9,200,000
26	損害賠償金等	268,718
27	他の破産者からの配当金	463,945,743
28	配当金の戻り分等	761,899
	合 計	2,928,598,425

平成30年9月3日～令和8年2月25日
(単位:円)

収支計算書
(第12回債権者集会)

支出の部		
No.	科目	金額
1	補助者費用	145,373,115
2	業務委託費	61,748,244
3	廃棄費用	2,647,426
4	通信費	71,980,571
5	施設管理費	856,584
6	電気料金	2,199,174
7	水道料金	264,214
8	リース利用料	5,064,229
9	システム利用料	15,590,840
10	地代家賃	78,826,581
11	旅費交通費	2,798,477
12	消耗品	873,283
13	仲介手数料	1,175,280
14	支払手数料	24,301,236
15	印紙代	160,000
16	管財事務費	34,458,692
17	別除権者弁済	818,625,425
18	他の破産法人への送金	9,280,000
19	立替金	4,247,440
20	管財人報酬	250,000,000
21	公租公課	194,081,860
22	労働債権	12,750,345
23	中間配当金	1,017,698,301
24	未払中間配当金	16,524,842
25	最後配当費用	21,530,309
26	最後配当金	135,541,957
	合計	2,928,598,425
	差引	0

破産貸借対照表
 (第12回債権者集会)

資産の部			負債の部		
No.	科 目	換価金額	No.	科 目	金額
1	現金	15,525,310	1	財団債権(公租公課)	194,081,860
2	預金	6,369,398	2	財団債権(労働債権)	12,750,345
3	売掛金	9,263,117	3	財団債権(その他)	0
4	棚卸資産	4,758,873	4	優先的破産債権(公租公課)	0
5	前払費用	0	5	優先的破産債権(労働債権)	0
6	短期貸付金	0	6	普通破産債権	116,832,201,143
7	未収入金	0			
8	立替金	0			
9	仮払金	169,957,952			
10	預け金	5,360,046			
11	未収消費税等	337,129,358			
12	繰越消費税	0			
13	建物	723,148,149			
14	附属設備	0			
15	構築物	0			
16	機械装置	50,000			
17	車両運搬具	2,600,700			
18	工具器具備品	0			
19	一括償却資産	595,500			
20	土地	819,000,000			
21	果樹	0			
22	ソフトウェア	0			
23	商標権	0			
24	投資有価証券	13,811,577			
25	出資金	47,124,352			
26	敷金	1,154,300			
27	保証金	84,240,554			
28	長期貸付金	0			
29	保険積立金	10,252,933			
30	投資預け金	0			
31	長期前払費用	0			
32	会員創造費	0			
33	繰延資産	0			
	合計	2,250,342,119		合計	117,039,033,348

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-114,788,691,229